

告示

昭和二十二年十月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第千八百四十九號 火曜日



鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第四百四十四號
昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第二項の規定により西伯郡東長田村農地委員會委員の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十二年十月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十二年十月八日より

昭和二十二年十月十二日まで

◆鳥取縣告示第四百四十五號

金融緊急措置令施行規則第七條第五項及び昭和二十二年八月大藏省告示第百九十一號の規定により次のように指定する。

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十二年十月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 八頭郡佐治村大字加茂一、五七六

現住所及開業地 同

昭和二十二年十月六日第一、二二九號

鳥取縣公報 火曜日發行 (徐賃報當ル) (昭和二十二年十月六日) 千八百四十九號 (明治四十五年四月十日)

定する。

大正八年六月二十八日生

本籍地 島取市吉方三二五

現住所及開業地

卷之三

明治三十二年十一月二十日生

(三) 必要な副原料は受託者の置場を定め
(三) 製品の受渡場所は受託者の工場又は軒舗とする。
三、統制穀實施の由
昭和二年十月一日

◆鳥取縣告示第四百四十七號
物價統制令第五條第一項の規定により製パン加工費の統制額を次のよう認可する。

新嘉坡公告第十二號

一、認可を申請したもの
鳥取市吉方七八九番地
鳥取縣パン工業協同組合
理事長 柳澤愛之助
二、認可した價格等の額
原料粉 一担につき 六圓八〇
（一）本加貢は小量一担以上、大量三十匁以上
のパン十個以上を委託者に渡すものとする。

二、この表は昭和二十二年勅令第一號乃至第三號及び同年令内務省令第一號の規定による縣公職適否審査委員會の資格審査の結果である。

取つたときはこれと取換えるものである。取換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得る

十三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は中央公職適否審査委員會事務所又は關係都道府縣若しくは市の公職適否審査委員會事務所において公衆が閲覧できる。

何人でも、要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することができる。

四
結果

鳥取縣公職適否審查委員會（鳥取市東町、鳥取縣廳内）

非該當決定人員 三三名

立候補者
上郷村 手島 慧 池本 晃 手島長治郎

第十八百四十九號

熙和二十三年十月七日

三